

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和2年4月1日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P15	第4章 第1節 (3) 技能水準に関するもの 【留意事項】 ○ 3つ目から5つ目	○ 国内試験を受験できるのは本邦に在留中の中長期在留者又は過去に中長期在留者として在留していた外国人ですが、「退学・除籍留学生」及び「失踪した技能実習生」のほか、「特定活動(難民申請)」の在留資格並びに技能実習等、当該活動を実施するに当たっての計画(以下「活動計画」という。)の作成が求められる在留資格で現に活動中の者(その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの(注1)、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの(注2))については、国内での受験資格が認められません。また、特定技能の在留資格に関し、退去強制令書の円滑な執行に協力しない外国政府等の国籍を有する者(本節(5)を参照)についても同様に国内での受験資格は認められません。	○ 国内試験を受験できるのは在留資格を有して本邦に在留中の外国人であり、「短期滞在」の在留資格を有する者も含まれますが、不法残留者などの在留資格を有しない者は含まれません。なお、「特定技能」の在留資格に関し、法務大臣が告示で定める退去強制令書の円滑な執行に協力する外国政府等以外の国の者(本節(5)を参照)については国内での受験資格は認められません。 ○ 試験に合格したとしても、そのことをもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証したのではなく、また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても査証申請については、別途外務省による審査が行われるところ、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。 ○ 「特定技能」に係る在留資格の変更については、

(注1)その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

- ・「技能実習」
- ・「研修」
- ・「特定活動(日本料理海外普及人材育成事業)」
- ・「特定活動(特定伝統料理海外普及事業)」
- ・「特定活動(製造業外国従業員受入促進事業)」
- ・「特定活動(インターンシップ)」

(注2)その活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの

- ・「特定活動(外国人起業活動促進事業)」
- ・「経営・管理(外国人創業人材受入促進事業)」

その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。

なお、原則として相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。

・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。))

・「失踪した技能実習生」(在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。)

・「短期滞在」の在留資格を有する者

・在留資格の活動を行うに当たって計画(以下「活動計画」という。)の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの(注1)、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの(注2)

(注1)その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの

・「技能実習」(計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。)

				<ul style="list-style-type: none"> ・「研修」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。） ・「特定活動（日本の食文化海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。） ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」 ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」 ・「特定活動（インターンシップ）」 <p>（注2）その活動計画により，当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。） ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」（計画の途中にあるものに限られ，当該計画を修了したものを除く。）
2	P35	第4章 第3節 （4）外国人のこれまでの在留活動の状況，在留の必要性等に関する事	（新規）	<p>（4）外国人のこれまでの在留活動の状況，在留の必要性等に関する事</p> <p>○ 分野別運用方針に定める技能試験又は日本語試験の国内試験に合格したとしてもそのことをもってそのまま「特定技能」への在留資格変更の許可を受けることが保証されるものではなく，外国人のこれまでの在留活動の状況や在留の必要性等を考慮した上，在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り，許可がされます。</p> <p>なお，原則として，相当の理由があるとは認めら</p>

- れないと判断される具体的な例は次のとおりです。
- ・「退学・除籍留学生」（所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了して卒業した者を含まない（在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）。）
 - ・「失踪した技能実習生」（在留資格「技能実習」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。）
 - ・「短期滞在」の在留資格を有する者
 - ・在留資格の活動を行うに当たって計画（以下「活動計画」という。）の作成が求められるものであって、その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの（注1）、又はその活動計画により、当該活動終了後に特定の在留資格への変更又は在留期間の更新が予定されているもの（注2）
- （注1）その活動計画の性格上、他の在留資格への変更が予定されていないもの
- ・「技能実習」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
 - ・「研修」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
 - ・「特定活動（日本料理海外普及人材育成事業）」（計画の途中にあるものに限られ、当該計画を修了したものを除く。）
 - ・「特定活動（特定伝統料理海外普及事業）」

				<ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（製造業外国従業員受入促進事業）」 ・「特定活動（インターンシップ）」 <p>（注2）その活動計画により，当該活動終了後に 特定の在留資格への変更又は在留期間の更 新が予定されているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「特定活動（外国人起業活動促進事業）」（計画 の途中にあるものに限られ，当該計画を修了し たものを除く。） ・「経営・管理（外国人創業人材受入促進事業）」 （計画の途中にあるものに限られ，当該計画を 修了したものを除く。）
3	P57	<p>第5章 第2節 第1 （6）実習認定の取 消しを受けたこと による欠格事由</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ なお，技能実習法施行前の技能実習制度において， 不正行為に及んだ場合，後記(7)の出入国又は労働 に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為として， 当該行為の終了の日から受入れ停止期間を経過しな い者は，特定技能所属機関になることはできません。</p>	<p>○ なお，技能実習法施行前の技能実習制度において， 不正行為（技能実習の適正な実施を妨げるものとし て「不正行為」の通知を受けたものに限る。）に及ん だ場合，後記（7）の出入国又は労働に関する法令 に関し不正又は著しく不当な行為として，当該行為 の終了の日から受入れ停止期間を経過しない者は， 特定技能所属機関になることはできません。</p>
4	P58	<p>（7）出入国又は労 働関係法令に関す る不正行為を行っ たことに関するもの</p> <p>【関係規定】 （その他の出入国 又は労働に関する 法令に関し不正又 は著しく不当な行</p>	<p>ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改 正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による 改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第 2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省 令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の 項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号の 表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動の項の下欄 第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実施を 妨げるものに限る。)</p>	<p>ハ 出入国管理及び難民認定法施行規則等の一部を改 正する等の省令（平成29年法務省令第19号）に よる改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1 項第2号の基準を定める省令（以下「改正前の上陸 基準省令」という。）の表の法別表第1の2の表の技 能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄 第18号の表に掲げる行為又は同号ロに掲げる活動 の項の下欄第16号の表に掲げる行為（技能実習の 適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知 を受けており，当該「不正行為」が終了した日後，</p>

		為として想定されるもの) 出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為		改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)
5	P60-61	【留意事項】 ○1つ目	○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として主に想定されるものは次のとおりです。 ①～⑫ 略 ⑬ 技能実習制度における不正行為 技能実習制度における実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)として不正行為を行い、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。	○ 出入国又は労働関係法令に関する不正行為として主に想定されるものは次のとおりです。 ①～⑫ 略 ⑬ 技能実習制度における不正行為 技能実習制度における実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)として不正行為を行い、又は、監理団体として監理許可を取り消され、受入れ停止期間が経過していない場合をいいます。 ⑭ 他の機関が不正行為を行ったときに役員等として外国人の受入れ等に係る業務に従事した行為 申請者とは別の機関が不正行為を行った当時、当該機関の経営者、役員又は管理者として外国人の受入れ、雇用の管理又は運営に係る業務に従事していた行為をいいます。例えば、申請者の役員が、技能実習制度の監理団体や実習実施者(旧技能実習制度における実習実施機関を含む。)が不正行為を行ったことを理由として受入れ停止となった場合に当該不正行為時の役員に就いていた場合はこれに該当します。
6	P64	(11) 支援に要する費用の負担に関	○ 1号特定技能外国人に対する支援に要する費用は、本制度の趣旨に照らし、特定技能所属機関等におい	○ 1号特定技能外国人に対する支援に要する費用(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」に

		<p>するもの</p> <p>○1つ目</p>	<p>て負担すべきものであることから、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。</p>	<p>係るものに限る。)は、本制度の趣旨に照らし、特定技能所属機関等において負担すべきものであることから、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。</p>
7	P65	<p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>○「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含まます。</p>	<p>○「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援に必要となる費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含まます。</p>
8	P70	<p>(15)報酬の口座振込み等に関するもの</p> <p>【関係規定】</p>	<p>特定技能基準省令第2条</p> <p>法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座又は貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。</p>	<p>特定技能基準省令第2条</p> <p>法第2条の5第3項の法務省令で定める基準のうち適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>十二 特定技能雇用契約に基づく外国人の報酬を、当該外国人の指定する銀行その他の金融機関に対する当該外国人の預金口座若しくは貯金口座への振込み又は当該外国人に現実に支払われた額を確認することができる方法によって支払われることとしており、かつ、当該預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合には、出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることとしていること。</p>
9	P73	<p>第2</p> <p>(1)中長期在留者の受入れ実績等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p><第1号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) ・会社四季報の写し ・主務官庁から設立の認可を受けたことを証明する文書の写し 	<p><第1号ハに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書(参考様式第1-11号) ・第1号ハに該当(同号イ又はロに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者)することの説明書

			・直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(税務署の受付印があるもの)の写し 等	・上記説明書の記載内容に係る立証資料
10	P73	【留意事項】 ○5つ目	○「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者(技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。)である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号ロの基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。	○ 第1号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、特定技能所属機関が、技能実習制度における実習実施者(技能実習法施行前の旧技能実習制度における実習実施機関である場合を含む。)である場合は、技能実習法第15条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号ロの基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。
11	P74	○6つ目及び7つ目	○「生活相談業務に従事した経験」とは、中長期在留者に対する法律相談、労働相談及び生活相談など、相談業務全般をいい、相談内容や件数を限定するも	○ 第1号ロに関し、「生活相談業務」とは、1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち、生活に必要な契約に係る支援、生活オリエンテーション、

			<p>のではありません。ただし、業務として行われたことが必要であることから、いわゆるボランティアとして行った生活相談については、実績に含まれません。</p>	<p>定期的な面談として行う内容に関するものなどを行います。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては、生活相談業務とはいえません。</p> <p>○ また、「生活相談業務」について、相談内容や件数を限定するものではありませんが、業務として行われたことが必要であることから、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）は、実績とはいえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者に限られています。</p>
12	P74	○8つ目	<p>○ 「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関と同程度に、責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。なお、想定される機関として、例えば、次のものが挙げられますが、これらに該当しない機関であっても、基準に適合しているか否かが、個別に判断されることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の証券取引所に上場している企業 ・保険業を営む相互会社 ・独立行政法人 ・特殊法人・認可法人 	<p>○ 第1号ハに関し、「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第1号イ及びロに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> ・日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ・法人税法別表第1に掲げる公共法人 ・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収額が1,500万円以上ある団体・個人 	
13	P75	○9つ目	(新規)	○ 第1号ハに該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績、事業の公益性などの諸事情が挙げられます。
14	P78	(4) 支援の中立性に関するもの 【留意事項】 ○2つ目	(新規)	○ 「1号特定技能外国人支援計画の中立的な実施を行うことができる立場の者」であるか否かの判断に当たっては、上記の点のほか、事業形態、外国人を監督する立場にある者と支援責任者及び支援担当者との関係性などが考慮要素として挙げられます。
15	P82	第6章 第2節 (1) 1号特定技能外国人支援計画の必要的記載事項に関するもの ○1つ目	○ 1号特定技能外国人支援計画には、特定技能基準省令第3条に定められた事項を記載しなければなりません。	○ 1号特定技能外国人支援計画には、特定技能基準省令第3条に定められた事項を記載しなければなりません。なお、行わなければならない支援の具体的な内容については、運用要領別冊(支援)を参照してください。
16	P112	第9章 第1節 第1 (2) 申請手数料	○ 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申請後は印紙の返還はできませんので留意願います。	○ 手数料は、申請の際に納付しなければならず、申請後は印紙の返還はできませんので、登録拒否事由の該当性(本節第3)等について、十分に確認の上、申請を行うようにしてください。

		<p>【留意事項】 ○1つ目</p>		
17	P120	<p>第3 (4) 出入国又は労働関係法令に関し不正行為を行ったことによる拒否事由</p> <p>【留意事項】 表(出入国又は労働関係法令に関する主な不正行為)ル</p>	<p>出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。)</p>	<p>出入国管理及び難民認定施行規則等の一部を改正する等の省令(平成29年法務省令第19号)による改正前の出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令(以下「改正前の上陸基準省令」という。)の表の法別表第1の2の表の技能実習の項の下欄第1号イに掲げる活動の項の下欄第18号に掲げる行為又は第1号ロに掲げる活動の項の下欄第16号に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)</p>
18	P122	<p>【留意事項】</p>	<p>* 上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。</p> <p>①～⑧ 略</p> <p>⑨ 監理許可の取消し(同表又及びル)</p> <p>登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるものに限る。)を行った場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。</p>	<p>* 上記の表で列挙した行為の具体例として、次のようなものが挙げられます。</p> <p>①～⑧ 略</p> <p>⑨ 監理許可の取消し(同表又及びル)</p> <p>登録支援機関が、技能実習制度における監理団体であった場合に、改正前の上陸基準省令の表の技能実習の項の下欄第1号に掲げる活動の項の下欄第16号の表に掲げる行為(技能実習の適正な実施を妨げるものとして「不正行為」の通知を受けており、当該「不正行為」が終了した日後、改正前の上陸基準省令に規定されていた受入れ停止期間が経過していないものに限る。)を行った場合又は技能実習法第37条第1項の規定により監理許可を取り消された場合が該当します。</p>

			⑩～⑪ 略	⑩～⑪ 略
19	P126	(8) 中長期在留者の適正な受入れ実績がないこと等による拒否事由 【確認対象の書類】	<p><第3号ニに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社四季報の写し ・主務官庁から設立の認可を受けたことを証明する文書の写し ・直近年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(税務署の受付印があるもの)の写し 等 	<p><第3号ニに該当する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3号ニに該当(同号イからハマまでに掲げる者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者)することの説明書 ・上記説明書の記載内容に係る立証資料
20	P126	【留意事項】 ○2つ目	<p>○ 「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められません。</p>	<p>○ 第3号イに関し、「中長期在留者の受入れ又は管理を適正に行った」とは、少なくとも1名以上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格(収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。)をもって在留する中長期在留者の受入れ又は管理を行っており、その間、入管法、技能実習法及び労働関係法令といった、外国人の受入れ又は管理に関連する法令の規定を遵守していることをいいます。例えば、雇用する中長期在留者に対して賃金の不払がある場合や、雇用契約の不履行に関し違約金契約を締結している場合などは、入管法及び労働関係法令の規定を遵守しているとは認められません。また、登録支援機関となろうとする者が、技能実習制度における監理団体である場合は、技能実習法第36条に規定する「改善命令」及び旧技能実習制度における「改善指導」(旧上陸基準省令の技能実習1号イの基準第18号の表イからヨまでのいずれか、又は、技能実習1号口の基準第16号の表イからソまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けている場合は、技能実習法の規定を遵守しているとは認められませ</p>

				ん。
21	P126-127	○3つ目	○「各種の相談業務に従事した経験」とは、在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書類の作成や手続に関する相談をいい、相談内容や件数を限定するものではありません。これは、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、無償で行った相談業務及び業務として行わない、いわゆるボランティア活動としての相談は、経験には含まれません。	○ 第3号ロに関し、「各種の相談業務に従事した経験」とは、主に在留外国人に対する法律、労働又は社会保険に関する相談若しくは官公署に提出する書類の作成や手続に関する相談が想定されますが、件数を限定するものではありません。これは、「報酬を得る目的で業として」行われることが必要であり、個人的な人間関係（日常生活に属するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）や無償で行った相談は、「報酬を得る目的で業として」行ったものとはいえません。
22	P127	○4つ目及び5つ目	○「生活相談業務に従事した一定の経験」とは、中長期在留者の生活に関する相談業務一般をいい、相談内容や件数を限定するものではありません。ただし、業務として行われたことが必要であることから、いわゆるボランティアとして行った生活相談については、実績に含まれません。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもって、「各種の相談業務に従事した経験」には該当しないことに留意願います。	○ 第3号ハに関し、「生活相談業務」とは、1号特定技能外国人に対して求められる支援のうち、生活に必要な契約に係る支援、生活オリエンテーション、定期的な面談として行う内容に関するものなどを行います。なお、職業紹介事業者が、外国人労働者に求人情報を紹介する行為のみをもっては、生活相談業務とはいえません。 ○ また、「生活相談業務」について、相談内容や件数を限定するものではありませんが、業務として行われたことが必要であることから、個人的な人間関係（日常生活に関するものをいう。）に基づき行う相談（いわゆるボランティア活動を含む。）は、実績とはいえません。なお、生活相談の対象は、法令上、法別表第1の1の表、2の表及び5の表の上欄の在留資格（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行うことができる在留資格に限る。）をもって在留する中長期在留者に限られています。

23	P127	○6つ目	<p>○「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第3号イからハマまでに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。また、これまでの活動実績や組織体制からも相談対応や情報提供を適切に行うことができると認められるものをいいます。なお、想定される機関としては、例えば、次のものが挙げられますが、これらに該当することをもって当然に認められるものではなく、立証資料に基づいて本基準に適合しているか否かが個別に判断がされることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業界団体(全国規模で各地に下部組織を有するもの) ・独立行政法人 ・特殊法人・認可法人 ・日本の国・地方公共団体認可の公益法人 ・特定非営利法人 ・法人税法別表第1に掲げる公共法人 ・日本の証券取引所に上場している企業 ・保険業を営む相互会社 ・前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴 	<p>○ 第3号ニに関し、「これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができる者」とは、第3号イからハマまでに該当しない場合であっても、中長期在留者の適正な受入れ実績等がある機関と同程度に支援業務を適正に実施することができる者であり、かつ、これまで日本人労働者等を適正かつ適切に雇用してきた実績のある機関であって責任をもって適切に支援を行うことが見込まれるものをいいます。したがって、労働関係法令を遵守していることが求められることから、労働基準監督署から是正勧告を受けていないことなどが必要です。</p>
----	------	------	---	---

			収額が1,500万円以上ある団体・個人	
24	P127	○7つ目	(新規)	○ 第3号ニに該当するか否かについては、提出された資料に基づき個別に判断がされることとなります。なお、主な考慮要素としては、本邦に在留する外国人の雇用管理や生活相談を行った実績のほか、支援を適切に行う能力や体制があるといえるような事業実績、事業の公益性などの諸事情が挙げられません。
25	P128	(9) 情報提供・相談等の適切な対応体制がないことによる拒否事由 【留意事項】 ○3つ目	○ 相談対応は、必ずしも24時間の対応が即時に可能であることまでを求めるものではありませんが、可能な限り、複数の職員を確保して、平日のうち3日以上、土曜・日曜のうち1日以上対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できることが求められます。詳細については、運用要領別冊(支援)を参照してください。	○ 相談対応は、必ずしも24時間の対応が即時に可能であることまでを求めるものではありませんが、可能な限り、複数の職員を確保して、特定技能外国人の勤務形態に合わせて、1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上対応し、相談しやすい就業時間外などにも対応できることが求められます。詳細については、運用要領別冊(支援)を参照してください。
26	P133	(12) 特定技能外国人に支援に要する費用を負担させることによる拒否事由 ○1つ目	○ 1号特定技能外国人に対する支援(特定技能基準省令第3条に定める「義務的支援」)に要する費用は、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。	○ 1号特定技能外国人に対する支援(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」)に要する費用は、1号特定技能外国人に直接的又は間接的にも負担させないことを求めるものです。
27	P133	【留意事項】 ○1つ目	○ 「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援(特定技能基準省令第3条に定める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含みます。なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものではありません。	○ 「支援に要する費用」とは、1号特定技能外国人に対して行われる各種支援(運用要領別冊(支援)に定める「義務的支援」)に必要となる費用(登録支援機関への委託費用を含む。)をいい、次のものを含みます。なお、住宅の賃貸料などの実費を必要な限度において本人に負担させることを妨げるものでは

- ・ 事前ガイダンス, 生活オリエンテーション, 相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
- ・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等

- ありません。
- ・ 事前ガイダンス, 生活オリエンテーション, 相談・苦情対応及び定期的な面談の実施に係る通訳人の通訳費等
 - ・ 1号特定技能外国人の出入国時の送迎に要する交通費等

28 参考様式 第2-2号 3枚目

職員数	常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	役職
	非常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者			

(注意) 支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 登録支援機関及び役職員の実績等 (登録申請時のみ、次の(1)から(4)欄のいずれかを記載すること。)

(1) 過去2年間に中長期在留者(注)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	直近1年間	受入れ・管理人数 名	受入れ期間中の法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
	直近2年間	名	<input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
(2) 過去2年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること			
(3) 支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること			
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること			過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし

- (注意)
- (1) 及び (3) 欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び5(就労資格に属する)の在留資格を有する者をいう。
 - (1) 欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことがないことにより、①罰に処せられたこと、②行政処分を受けたこと、③技能実習法上の改訂命令又は技能実習法施行規則上の技能実習制度における改訂命令(但し労働基準法の16号イからツまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けていないことという。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
 - (2) 欄は、業として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の実績について記載すること。
 - (3) 欄は、支援責任者及び支援担当者各過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
 - (4) 欄は、支援を適正に実施することができる理由を記載すること。また、過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4 過去1年間における行方不明者の発生状況 (行方不明者数/在籍者総数)

(1) 雇用した特定技能外国人	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 実習管理又は雇用した技能実習生	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

- (注意)
- (1) 欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
 - (2) 欄は、支援を行った1号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
 - (3) 欄は、実習管理を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

職員数	常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	役職
	非常勤	計__名 (うち、支援業務の実務に従事する者 計__名)	
(ふりがな) 支援担当者			

(注意) 支援業務を行う事務所が複数ある場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付することとして差し支えない。

3 登録支援機関及び役職員の実績等 (登録申請時のみ、次の(1)から(4)欄のいずれかを記載すること。)

(1) 過去2年間に中長期在留者(注)の受入れ又は管理を適正に行った実績があること	受入れ・管理人数 名	受入れ期間中の法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令遵守 <input type="checkbox"/> 法令違反・行政指導あり
(2) 過去2年間に報酬を得る目的で業として在留外国人に関する各種の相談業務に従事した経験があること		
(3) 支援責任者及び支援担当者に過去5年間に2年以上の中長期在留者の生活相談業務に従事した一定の経験があること		
(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、これらの者と同程度に支援業務を適正に実施することができること		過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無 <input type="checkbox"/> 是正勧告あり <input type="checkbox"/> 是正勧告なし

- (注意)
- (1) 及び (3) 欄の「中長期在留者」とは、入管法別表第1の1、2及び5(就労資格に属する)の在留資格を有する者をいう。
 - (1) 欄の「適正に行った」とは、入管法、技能実習法、労働基準法など出入国又は労働に関する法令の規定に違反したことがないことにより、①罰に処せられたこと、②行政処分を受けたこと、③技能実習法上の改訂命令又は技能実習法施行規則上の技能実習制度における改訂命令(但し労働基準法の16号イからツまでのいずれかに該当するものに限る。)を受けていないことという。適正に行っている場合は「法令遵守」欄に、適正に行っていない場合は「法令違反・行政指導あり」欄にチェックマークを付すこと。
 - (2) 欄は、業として、報酬を得て行った在留外国人に関する相談業務の実績について記載すること。
 - (3) 欄は、支援責任者及び支援担当者各過去5年間に2年以上中長期在留者の生活相談業務に従事した経験について記載すること。
 - (4) 欄は、支援を適正に実施することができる理由を記載すること。また、過去5年間に労働基準監督署から是正勧告を受けたことの有無について、是正勧告を受けた場合は「是正勧告あり」欄に、是正勧告を受けていない場合は「是正勧告なし」にチェックマークを付すこと。

4 過去1年間における行方不明者の発生状況 (行方不明者数/在籍者総数)

(1) 雇用した特定技能外国人	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(2) 支援を行った1号特定技能外国人	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし
(3) 実習管理又は雇用した技能実習生	名 / 名	うち實めに帰すべき事由による行方不明	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし

- (注意)
- (1) 欄は、雇用した特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
 - (2) 欄は、支援を行った1号特定技能外国人の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。
 - (3) 欄は、実習管理を行った又は雇用した技能実習生の行方不明者数について記載し、当該行方不明者の発生が、登録支援機関の責めに帰すべき事由によるものである場合は「該当あり」にチェックマークを付し、責めに帰すべき事由に由来しない場合は「該当なし」にチェックマークを付すこと。

5 相談対応に係る措置状況

(1) 対応可能言語	語	語	語
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()
	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 対応時間	平日 月・火・水・木・金 時～時	平日 月・火・水・木・金 時～時	平日 月・火・水・木・金 時～時
	土曜 時～時	土曜 時～時	土曜 時～時
	日曜 時～時	日曜 時～時	日曜 時～時
	祝日 時～時	祝日 時～時	祝日 時～時
(4) 緊急時の対応			

(注) 1 (1) 欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
2 (2) 欄は、(1) 欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。
3 (3) 欄は、(1) 欄の言語での対応が可能な曜日及び時間帯について記載すること。なお、「平日」欄については、対応可能な曜日に丸印を付すこと。
4 (4) 欄は、(3) 欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6 情報提供体制等

(1) 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制	①事前ガイダンス	
	実施時期	<input type="checkbox"/> 在留資格認定証明書交付申請前までに実施 <input type="checkbox"/> 在留資格変更許可申請前までに実施
	実施回数・実施時間	計__回実施(1回当たり__時間実施)
	実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて実施 <input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語による作成した書面を交付 <input type="checkbox"/> その他()
②生活オリエンテーション		
実施時期	<input type="checkbox"/> 入国後(在留資格変更許可後) __日以内に実施(初回のみ) <input type="checkbox"/> 以後、__か月に__回実施	
実施時間	合計__時間実施	
実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面で実施	

5 相談対応に係る措置状況

(1) 対応可能言語	語	語	語
(2) 対応方法	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()	<input type="checkbox"/> 登録支援機関職員 ()
	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()	<input type="checkbox"/> 通訳人委託 ()
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()
(3) 対応時間	<input type="checkbox"/> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応	<input type="checkbox"/> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応	<input type="checkbox"/> 特定技能所属機関との支援委託契約に基づき、特定技能外国人の勤務形態に合わせて適切(1週間当たり勤務日に3日以上、休日に1日以上)に対応
	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人の勤務時間に合わせて相談しやすい時間帯に対応
(4) 緊急時の対応			

(注) 1 (1) 欄は、日本語を除く、対応可能な外国語について記載すること。
2 (2) 欄は、(1) 欄の言語での対応が可能な者について、該当するものにチェックマークを付すこと。なお、括弧内には、対応可能な者の氏名について記載すること。
3 (3) 欄は、該当するものに全てにチェックマークを付すこと。
4 (4) 欄は、(3) 欄の対応時間以外で緊急な対応が必要となった場合の対応方法について記載すること。

6 情報提供体制等

(1) 外国人が十分に理解できる言語による情報提供体制	①事前ガイダンス	
	実施時期	<input type="checkbox"/> 在留資格認定証明書交付申請前までに実施 <input type="checkbox"/> 在留資格変更許可申請前までに実施
	実施回数・実施時間	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人1名について3時間程度実施
	実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面又はテレビ電話を用いて適切に実施
②生活オリエンテーション		
実施時期	<input type="checkbox"/> 入国後(在留資格変更許可後) 遅滞なく実施	
実施時間	<input type="checkbox"/> 特定技能外国人1名について8時間以上実施	
実施方法	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により適切に実施	

	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語による作成した書面を交付 <input type="checkbox"/> その他 ()	
③特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
実施時期	___か月に1回以上実施	
実施方法	外国人	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施 <input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語による作成した書面を交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
	監督者	<input type="checkbox"/> 対面を実施 <input type="checkbox"/> 書面を交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
(2)外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
		計 () 名

(注意)
 1. (1) 欄の①は、申請ガイドラインの実施時期及び実施方法について記載するものに合わせてチェックマークを付すこと。
 2. (1) 欄の②は、生活オリエンテーションの実施時期及び実施方法について該当するものに合わせてチェックマークを付すこと。
 3. (1) 欄の③は、入国後の定期的な面談の実施時期を記載し、実施方法について該当するものに合わせてチェックマークを付すこと。

7 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
(2) (1) との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

(注意)
 1. (1) 欄は、申請時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
 2. (2) 欄は、申請時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8 その他特記事項

(注) 特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 役職・氏名 _____ 印

③特定技能外国人及びその監督者との定期的な面談の実施		
実施時期	<input type="checkbox"/> 3か月に1回以上実施	
実施方法	外国人	<input type="checkbox"/> 外国人が十分に理解できる言語により対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報 <input type="checkbox"/> 生活オリエンテーションで提供する情報を必要に応じて提供
	監督者	<input type="checkbox"/> 対面を実施し、法令違反その他の問題の発生を知ったときは、その旨を関係行政機関に通報
(2)外国人が十分に理解できる言語による相談対応を行う担当者	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
	氏名	
		計 () 名

(注意)
 (1) 欄は、該当するものに合わせてチェックマークを付すこと。

7 支援委託契約を締結している特定技能所属機関等（登録の更新時のみ記載）

(1) 支援委託契約を締結している特定技能所属機関	機関
(2) (1) との契約に基づき支援を行っている1号特定技能外国人	名

(注意)
 1. (1) 欄は、申請時点で支援委託契約を締結している特定技能所属機関の数を記載すること。
 2. (2) 欄は、申請時点で1号特定技能外国人支援を行っている1号特定技能外国人の数を記載すること。

8 その他特記事項

(注) 特記事項には、1欄から7欄までの記載事項以外に特に記載する事項がある場合に記載すること。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成責任者 役職・氏名 _____ 印

31

参考様式
第2-3号

1 枚目

参考様式第2-3号

支援責任者の就任承諾書及び誓約書

支援責任者に就任することを承諾するとともに、支援責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

1 身分事項	(ふりがな) 氏 名	
	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生
2	登録支援機関の氏名又は名称	
3	所属する事業所及び部署の名称	
4	役職名	

記

【任務】

以下に関する事項を統括管理すること。

- 1 支援計画の作成に関すること
- 2 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること
- 3 支援の進捗状況の確認に関すること
- 4 支援状況の届出に関すること
- 5 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること
- 6 所属機関との連絡調整に関すること
- 7 制度所管庁、分野所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること
- 8 その他支援に必要な一切の事項に関すること

【誓約事項】

- 1 入管法第19条の26第1項第1号から第11号までに規定する登録拒否事由に該当する者ではありません。
- 2 特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等以内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者ではありません。
- 3 過去5年以内に、特定技能所属機関の役員又は職員であったことはありません。
- 4 他の業務に優先して支援業務を行います。
- 5 今後、誓約事項に反する事実が発生したときは、直ちに出入国在留管理庁に申告するとともに、支援責任者の地位を退きます。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

印

参考様式第2-3号

支援責任者の就任承諾書及び誓約書

支援責任者に就任することを承諾するとともに、支援責任者が下記に掲げる任務を担うものであることを理解した上で、下記に掲げる事項について誓約します。

1 身分事項	(ふりがな) 氏 名	
	性 別	男 ・ 女
	生年月日	年 月 日生
2	登録支援機関の氏名又は名称	
3	所属する事業所及び部署の名称	
4	役職名	

記

【任務】

以下に関する事項を統括管理すること。

- 1 支援担当者その他支援業務に従事する職員の管理に関すること
- 2 支援の進捗状況の確認に関すること
- 3 支援状況の届出に関すること
- 4 支援状況に関する帳簿の作成及び保管に関すること
- 5 所属機関との連絡調整に関すること
- 6 制度所管庁、分野所管省庁その他関係機関との連絡調整に関すること
- 7 その他支援に必要な一切の事項に関すること

【誓約事項】

- 1 入管法第19条の26第1項第1号から第11号までに規定する登録拒否事由に該当する者ではありません。
- 2 特定技能所属機関の役員の配偶者、二親等以内の親族その他特定技能所属機関の役員と社会生活において密接な関係を有する者ではありません。
- 3 過去5年以内に、特定技能所属機関の役員又は職員であったことはありません。
- 4 他の業務に優先して支援業務を行います。
- 5 今後、誓約事項に反する事実が発生したときは、直ちに出入国在留管理庁に申告するとともに、支援責任者の地位を退きます。

年 月 日 作成

支援責任者の氏名

印